

都市ガス選択約款  
( 小型空調パッケージ契約 )

平成29年 4月 1日実施

甲賀協同ガス株式会社

## 都市ガス選択約款（小型空調パッケージ契約）目次

1. 目的	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	1
5. 契約の締結	2
6. 契約期間	2
7. 使用量の算定	3
8. 料金	3
9. 延滞利息	3
10. 単位料金の調整	4
11. 名義の変更	5
12. 契約の変更又は解約	5
13. 本支管工事費の精算	5
14. その他	5
付 則	
1. 本選択約款の実施の期日	6
(別 表)	
1. 料金及び消費税等相当額の算定方法	7
2. 料金表	9

## 1. 目的

この選択約款は、小型空調機器の普及を通じ負荷調整を推進しつつ当社の供給設備の効率的利用を図り、以って合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

## 2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、ガス料金その他の供給条件は変更後の選択約款によるものとし、(3) 及び (4) のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定める本選択約款の変更に異議がある場合は、本選択約款による契約を解約することができます。
- (3) 本選択約款の変更に伴い、契約内容の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
  - ① 契約内容の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示またはその他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
  - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) 本選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他の契約内容に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、契約内容の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

## 3. 用語の定義

この選択約款及びこの選択約款に基づくガス需給契約（以下「ガス需給契約」及びガス小売供給約款（13A）に規定する「ガス使用契約」をそれぞれ「契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用（冷房を目的とするもの）又は冷却用の熱源機をいいます。
- (2) 「小型空調機器」とは、空調機器のうちガスエンジンヒートポンプ方式の機器及び冷凍能力105.5kW（30USRT）以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定に

より課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

(4)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては8パーセントといたします。

(5)「単位料金」とは、10に規定する基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

#### 4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たすお客さまであって、この選択約款の適用を希望され、当社が承諾した場合に適用いたします。

(1) 小型空調機器を使用すること。

(2) 1需要場所におけるガスメーターの能力が25立方メートル以下であること。

(3) 当社が(1)から(2)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合においては、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾すること。

(4) 小型空調機器以外の業務用機器も含めて適用することができる。

#### 5. 契約の締結

(1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申し込み方法により、当社に申し込んでいただきます。

(2) この選択約款に基づく契約は、当社がお客さまからの申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。

(3) 当社は、この選択約款に基づく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所において、この選択約款又は他の選択約款に基づく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。

(4) 当社は、この選択約款に基づく契約を締結されているお客さまから、その契約期間満了に先立ち他の選択約款に基づく契約への変更の申し込みがなされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。

(5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（既に消滅しているものも含みます。）の料金又は延滞利息を、それぞれの契約に定める支払い期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款に基づく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

#### 6. 契約期間

(1) この選択約款の契約後に新たにガスの使用を開始した場合は、その開始した日（以下「使

用開始日」といいます。)から、その使用開始日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。

- (2) ガス小売供給約款(13A)に定める契約又は他の約款からこの選択約款へ変更した場合には、契約成立日以降最初の定例検針日の翌日から、その定例検針日が属する月の翌年同月の定例検針日までといたします。
- (3) 契約期間満了日に先立って解約の申し込みがない場合は、この選択約款に基づく契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日が属する月の翌年同月の定例検針日まで継続するものとし、以降も同様といたします。

## 7. 使用量の算定

当社は、前回の定例検針日及び今回の定例検針日におけるガスメーターの読みにより、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

## 8. 料金

- (1) 当社は、別表2の料金表を適用して、7の規定により算定した使用量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 料金は、ガス小売供給約款(13A)に規定する支払義務発生日の翌日から起算して50日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目(以下「支払期限日」といいます。)がガス小売供給約款(13A)に規定する休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。
- (4) ガス料金(9の規定による延滞利息及び13の規定による精算額を含みます。)は毎月、口座振替又は払い込みのいずれかの方法によりお支払いいただきます。

## 9. 延滞利息

- (1) お客さまが、支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合には延滞利息は申し受けません。
- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金×支払期限日の翌日から支払いの日までの日数  
×0.0274% (1円未満の端数切り捨て)

(備考)

消費税等相当額の算定方法は、別表1(5)のとおりといたします。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後の支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払期限日は、(3)の規定に基づきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じといたします。

## 10. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表2の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表2(4)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

65,740円

② 平均原料価格(トン当たり)

(別表)1. 料金及び消費税等相当額の算定方法(4)に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)及びトン当たりLPG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額とします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9589 + \text{トン当たりLPG平均価格} \times 0.0442$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、当社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額

といたします。

(算式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

### 11. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部もしくはこの選択約款に基づく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は当該契約をその後継者に承諾させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

### 12. 契約の変更又は解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は2(2)もしくは2(3)の規定によりこの選択約款が変更された場合は、双方協議してこの選択約款に基づく契約を変更又は解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約することができるものといたします。
- (3) お客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には、当社はこの選択約款に基づく契約を解約することができるものといたします。
- (4) この選択約款に基づく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまからガス小売供給約款(13A)に基づく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

### 13. 本支管工事費の精算

本支管工事を伴う設備の新增設後1年未満の契約期間中において、お客さまがこの選択約款に基づく契約を解約するとともにガスの使用を廃止する場合には、当社は原則としてその本支管の延長又は入取替工事に係る当社負担金に消費税等相当額を加えたものを全額申し受けます。

### 14. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款(13A)を適用いたします。

## 付 則

### 1. 本選択約款の実施の期日

この選択約款は平成29年4月1日から実施いたします。

### 2. この選択約款の実施に伴う切り替え措置

- (1) 当社は、平成29年3月31日まで小型空調パッケージ契約（以下「旧選択約款」といいます。）の適用があり、平成29年4月1日以降この選択約款（以下「本選択約款」といいます。）が適用されるお客さまについては、旧選択約款において当社と契約した契約期間完了までは、本選択約款の適用条件を満たしているものとします。
- (2) 当社は、旧選択約款の契約を締結していたお客さまで、平成29年4月1日以降、本選択約款が適用されるお客さまについては、本選択約款においても、旧選択約款に係る契約期間を適用いたします。



(別 表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 料金表の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 「料金表 (夏期)」は、6月使用分 (5月定例検針日の翌日から6月定例検針日まで) から10月使用分 (9月定例検針日の翌日から10月定例検針日まで) までの料金に適用いたします。
- ② 「料金表 (その他期)」は、11月使用分 (10月定例検針日の翌日から11月定例検針日まで) から5月使用分 (4月定例検針日の翌日から5月定例検針日まで) までの料金に適用いたします。

(2) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(3) 従量料金は、基準単位料金又は10の規定により調整単位料金を算定した場合はその調整単位料金に、使用量を乗じて算定いたします。

(備 考)

上記の料金の算定式は次のとおりとなります。

$$\text{料金} = \text{基本料金} + \text{単位料金} \times \text{使用量}$$

(4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日 (うるう年は2月29日) に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあ

たっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。

- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した夏期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定したその他期の調整単位料金を適用いたします。

(5) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額（1円未満の端数切り捨て）

$$= \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

2. 料金表（消費税等相当額を含みます。）

(1) 基本料金

1 か月につき	5,400.00円
---------	-----------

(2) 基準単位料金

【夏期】

1 立方メートルにつき	100.35円
-------------	---------

【その他期】

1 立方メートルにつき	111.11円
-------------	---------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに、10の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。